| No. | | ナワイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制催保事業資 権 質問 | 回答 |
|-----|-------|--|---|
| 1 | 対象事業所 | 「職員に感染者が発生した」の「職員」に施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えないか。また、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。 | 施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません(ボランティアは除く)。また、利用者と接する等の要件はありません。 |
| 2 | 対象事業所 | 職員が感染した場合は、常勤、非常勤職員を問わずに対象事業所として取り扱って良いか。また、委託契約している厨房職員や清掃職員が感染者となった場合も対象事業所として取り扱って良いか。 | 差し支えありません。ただし、ボランティアの方は対象外です。 |
| 3 | 対象事業所 | 対象事業所・施設等の要件である感染者の発生や感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)への対応について、自身が感染者であることや同居している者が感染者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、事業所等から当該証明書の提出を求める必要があるか。 | 医療機関や保健所からの証明書の提出は必要とはしておりません。 なお、令和5年5月7日以前は、「感染者と接触があった者」は「濃厚接触者」と読み替えてください。(以下同じ) |
| 4 | 対象事業所 | | 基本的にはお見込みのとおりで差し支えありませんが、例えば、明らかに当該職員が感染期間前に一方の事業所のみに勤務して他方の事業所では勤務を行っていなかったなど、実態に即してご判断ください。 |
| 5 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(ア)①に定める「職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む」であるが、複数は2名以上で良いか。 | お見込みのとおりです。 なお、令和5年5月7日以前は、「交付要項別表2-2」は「「交付要項別表2-1」と読み替えてください。(以下同じ) |
| 6 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(ア)①に定める「職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む」であるが、職員の感染者と接触があった者の発生については同時期に発生して職員が不足した場合であるか。別々の時期に職員の感染者と接触があった者が1名ずつ発生して、その都度、職員不足が生じた場合は、該当しないことになるのか。 | 同時期に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足する場合を想定しています。 |
| 7 | 対象事業所 | ビス事業所・施設等とあるが、利用者に感染者と接触があった者が発生したのみの場合 | 利用者に感染者と接触があった者が発生したのみでは、ア(ア)①の対象事業所・施設等に該当しません。 |
| 8 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア (イ) の対象となる事業所について、短期間のサービス提供をした場合(例えば実績として1回)であっても対象事業所の条件を満たす場合は、対象事業所として取り扱って良いか。 | 対象事業所としては差し支えありませんが、例えば、ご指摘の実績1回のみの場合など、補助内容や程度が当該実績に対して適切な内容となっているかご確認ください。 |

| No. | | 質問 | 回答 |
|-----|-------|--|---|
| 9 | 対象事業所 | 感染者の発生したB施設に、A施設の職員を応援職員として派遣すると交付要項別表2-2ア(ウ)の対象となるが、派遣先で応援職員が感染者と接触があった者に対応した場合、A施設は、ア(ア)の対象施設となるか。 | A施設内において感染者と接触があった者に対応している場合は、ア(ア)の補助対象の施設となりますが、派遣先の事業所・施設等で応援職員としてA施設の職員が濃厚接触者に対応した場合は、A施設はア(ア)の補助対象施設とはなりません。 |
| 10 | 対象事業所 | 例えば、特別養護老人ホーム内で感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、 同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスについては、同 一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や感染者と接 触があった者が発生した事業所として考えて良いか。また、感染者が発生した事業所の 同一敷地内に併設された事業所も感染者が発生した事業所と見なされるか。 | 同一空間を共有しており、感染者等が当該空間を利用していた場合など明らかに併設事業所にも感染の影響が疑われる場合に限り、併設するサービスについても感染者が発生した事業所として差し支えありません。同一敷地であっても、感染者等が当該空間を利用しておらず、他の職員や利用者を経由しても併設する他の事業所への感染が疑われない場合、同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。 |
| 11 | 対象事業所 | 共生型サービスの指定を受けている事業所において、例えば、職員が新型コロナウイルスに感染したり、利用者のうち介護サービス、障害福祉サービス又は共生型サービスのいずれかの利用者が感染した場合、介護の助成事業と障害の助成事業のどちらを申請可能なのか。二重申請とならなければ事業所の選択によりいずれかの事業を申請可能か。 | 共生型サービスを前提とするならば、そのように取り扱って差し支えありません。 |
| 12 | 対象事業所 | 共生型サービスの指定を受けている事業所の取り扱いについて、対象経費に重複がなければ、介護分と障害分で各々基準単価の上限までの補助金交付を認めると考えて良いか。 | お見込みのとおりです。なお、同一の事業所が介護と障害それぞれの補助申請を行う場合は、補助対象経費について重複申請がなされないよう、事業所への周知や関係部署との緊密な連携をお願いします。 |
| 13 | 対象事業所 | 本体事業所とサテライト事業所がある場合であるが、それぞれが別に指定を受けていれば、別事業所として取り扱うと考えて良いか。 | 差し支えありません。 |
| 14 | 対象事業所 | (1)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業の該当する事業所(※1~※4)について、高齢者生活支援福祉センター(生活支援ハウス)は補助対象外か。 | お見込みのとおりです。 |
| 15 | 対象事業所 | 空床型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所で感染者が発生した場合、 基準額についてはどのように考えればよいか。 | 空床型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所については、本体施設の基 準単価の中で申請してください。 |
| 16 | 対象事業所 | 補助対象事業所について、地域包括支援センターは、本補助事業においても対象となるか。 | 介護予防ケアマネジメントを実施する事業所は居宅介護支援事業所と同じとなり、基準 単価は居宅介護支援事業所の金額を採用することになります。 |
| 17 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(ア)②「感染者と接触があった者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等では足らず、直接、サービスを提供する必要があると解釈してよいか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | | 質問 | 回答 |
|-----|-------|---|---|
| 18 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(ア)②について、感染者と接触があった者に対応した通所系サービス事業所は該当しないという理解でよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 19 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(イ)「感染を未然に防ぐために代替措置をとった場合」とあるが、 感染者が発生した場合には(イ)の区分では対象とならず、(ア)①の区分として対象 となるという整理でよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(イ)中の「(近隣自治体~に限る))」は具体的にどのような状況を指すのか。 | 当該地域で感染者が発生又は感染症が流行し、通常形態での通所サービスの提供が困難 と考えられる場合は対象となります。 |
| 21 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(イ)として補助を受けたのちに陽性者が発生した通所系の事業所については、改めて(ア)の区分で申請が可能であると解釈してよいか。またその場合、補助上限額は、(イ)としての補助上限額とは別に(ア)としての補助上限額となるのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 22 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(イ)について、一部の利用者については通常の通所サービスを提供し、他の一部の利用者については居宅を訪問してサービスを提供するといった形態をとる事業所は該当するか。 | 休業している事業所を対象としており、利用者が希望する場合に居宅を訪問してサービス提供する場合は対象となりません。 |
| 23 | 対象事業所 | 交付要項別表2-2ア(イ)について、「(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合に限る)」とあるが、当該事業所では職員及び利用者に感染者や感染者と接触した者が発生していなくても他の要件を満たしていれば対象事業所となるのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 24 | 対象事業所 | 対象経費の記載において、交付要項別表2-2イ(ウ)に該当する事業所・施設等において、「感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保」と記載されているが、「感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所」は、当該事業所において感染者が発生していない場合でも、感染症の拡大防止の観点から必要であれば補助対象となるか。 | お見込みのとおりです。 |
| 25 | 対象経費 | 事業の趣旨に「職場環境の復旧」に必要な経費とあるが、感染者の発生後どの程度の内容や期間に発生した経費を対象とするべきか。 | 基本的には発生した感染者等の療養期間・待機期間の間において生じたもののうち、感染状況等を踏まえた適切な範囲内のかかり増し経費が対象となります。 |

| No. | 区分 | コテリイルス感染症流行下におりる介護サービス事業所等のサービス提供体制権保事業負権 質問 | 回答 |
|-----|------|---|---|
| 26 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イの対象経費について、ア(ア)の対象事業所であれば、感染者の発生や感染者と接触があった者の対応に伴って要した経費を対象とし、感染者の発生や感染者と接触があった者への対応が行われる以前に要した経費(例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかわる経費)は対象とならないと考えて良いか。 | お見込みのとおりです。 |
| 27 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イの対象経費について、「緊急雇用にかかる費用」において人材募集の 広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与 は対象としてみなすことができるか。 | 対象経費として差し支えありませんが、感染者の発生等に対応するために必要となった 緊急雇用に係るもののみが対象となり、通常時を想定した人材確保のための募集費用が 含まれないようにしてください。感染収束後にも活用できるような人材募集のパンフレット作成費などは対象外です。 |
| 28 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イ(ア)の「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに 感染した職員が退職したため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は 補助対象か。 | 職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については介護報酬が充てられるものと考えられるため、対象外となります。 |
| 29 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イの対象経費であるが、派遣元から派遣先へ応援職員を送ったことにより派遣元施設で欠員が生じたため、人材派遣会社等を通じて臨時的に人員を確保した場合であるが、人材派遣会社との契約として2ヶ月ないし3ヶ月といった中・長期的な期間でしか契約ができない場合、感染者が発生した事業所へ応援終了後も、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間、派遣元施設において追加的人件費が発生し続けることとなる。このような場合に、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間の追加的人件費についても、コロナ対応の中で不可抗力により発生したかかり増し経費として、補助対象と考えて差し支えないか。 | 本来欠員が解消された日以降は臨時的に確保した人員は不要となるため、当該期間は補助算定対象期間から除外する必要がありますが、やむを得ずご指摘のようなケースが生じた場合、必要最低限の範囲で欠員解消日以降も対象として差し支えありません。ただし、不要に長期契約とならないよう派遣会社等に契約状況や最小契約期間等の確認を行い、やむを得ないと認められる範囲を補助対象としてください。 |
| 30 | 対象経費 | 感染者が発生し休業している通所介護事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は補助対象経費として認められるか。 | 補助対象外の経費となります。 |
| 31 | 対象経費 | 感染者が発生した事業所・施設等において、本事業の補助申請をするための資料作成や 手続で生じた事務職員の割増賃金・手当は、補助対象となるか。 | 補助対象となります。 |
| 32 | 対象経費 | 1か。 | 感染者の発生や感染者と接触があった者への対応により生じた追加的業務に係る労働の 対償として使用者が支払う職員の割増賃金や手当であれば、補助対象となります。慰労 金や自宅療養に対する補償手当など見舞金や給与補償のようなものは対象外です。 |

令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金Q&A集(更新日R5.10.1)<u>※前回からの変更部分は下線</u>

| No. | 区分 | 質問 | 回答 |
|-------------|------|---|--|
| 33 | 対象経費 | <令和5年9月30日以前の業務手当について> 交付要項別表2-2イ(ア)の「割増賃金・手当」について、水準や上限額の定めはあるか。例えば訪問介護事業所において1回の訪問介護に係る介護職員への給料と同程度の水準とすることや、または各介護サービス事業所・施設等や職員の事情に応じて1人1日1000円から3000円などとすることは可能か。上限の目安となる他の類似制度はどのようなものがあるか。 | 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものである必要があります。 ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えありません。超過勤務手当に ついては、感染症の発生に伴い通常時に比べてかかり増しとなった部分(通常時の超過勤務手当を上回る部分)の相当額が対象となりますが、感染症に対応したことに対する労働の対償として支払われる特別手当のようなものは、他の類似制度としては、例えば国家公務員給与の防疫等作業手当(新型コロナウイルス感染症関係)で1日1000円~4000円があります。 |
| <u>33-2</u> | 対象経費 | <令和5年10月1日以降の業務手当について> 交付要項別表2-2イ(ア)の「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、「日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。」と定められているが、支給額以外に留意すべき点はどのようなものが考えられるか。また、超過勤務手当について、水準や上限額の定めはあるか。 | 新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当の補助に当たっては、感染者に直接 対応した職員が支給対象となっているか、感染者数と比較して支給される職員人数が過 剰となっていないか等、感染者数に応じた適切な支給内容となっているかという点に留 意して審査します。超過勤務手当については、感染症の発生に伴い通常時に比べてかか り増しとなった部分(通常時の超過勤務手当を上回る部分)の相当額が対象となりま す。 |
| <u>33-3</u> | 対象経費 | 令和5年10月1日以降の新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当について、1月あたりの限度額が設けられているが、月を跨いで対応した場合の限度額はどのように考えるのか。 | 月を跨ぐ場合には、対応した期間に属する月ごとに2万円が限度額となります。 (例えば、10/15~11/10まで対応した場合、10月分2万円、11月分2万円(計4万円) が限度額となります。) |
| <u>33-4</u> | 対象経費 | 新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当の補助上限については、「令和5年 10月1日以降に支給された」ことが対象となっているが、10月に支給された手当であっ ても、9月以前の労務に対して支払われていることが明確に判断できる場合には補助上 限の適用外となるか。 | 補助上限の適用外となります。 |
| 34 | 対象経費 | 職種や業務内容に応じて <u>新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務</u> 手当を2種類以 上支給している場合、全て補助対象となるのか。 | 令和5年9月30日以前の業務手当については、 当該感染との関係性や必要性などを踏まえて判断します。 令和5年10月1日以降の業務手当については、当該手当の合計額が、補助上限額の範囲内 であれば補助の対象となります。 |
| 35 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イ(ア)の「割増賃金・手当」について、所要額が基準額を上回る場合でも補助対象と認められるか。 | 補助の要件を満たした上で、国に個別協議し、承認を受けた場合、基準額を上回る場合でも補助対象と認められます。ただし、この場合であっても、令和5年10月1日以降の新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、当該手当の補助上限額を超えることは認められません。 |

| No. | | アクイルス窓来征流1] 下におりる介護サービス事業所等のサービス提供体制唯体事業貨棚。 質問 | 回答 |
|-----|------|---|---|
| 36 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イ(ア)の「割増賃金・手当」について、感染者の発生時において、超 過勤務手当のどの範囲が補助対象となるのか。 | 本事業における補助は、感染者の発生等に伴うかかり増し経費となるため、感染者の発生していない通常時において生じる超過勤務手当に係る費用は補助対象外となるため、 当該費用は除外する必要があります。 |
| 37 | 対象経費 | 緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は 補助対象となるのでしょうか。 | 事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えありません。 |
| 38 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イ(ア)の「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象となるのか。 | 感染者の発生等に対応するため介護人材を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス 提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。 |
| 39 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イ(ア)の「介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。 | 対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となます。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。<具体例>清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒、清掃に必要な物品(使い捨ての箒・ちりとり、雑巾、ごみ袋、消毒シート、消毒液等)の購入費用(ただし、要因解消以降にも使用できるものや抗菌を目的とする消毒は対象外(消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なごみ箱、バケツなど) |
| 40 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イの対象経費について、「介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用」は、「介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用」の委託経費だけなく、事業者が自社で実施した際の消毒・清掃に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等は、対象経費となるか。 | 当該発生した感染にかかる消毒・清掃分に限り対象経費として差し支えありません。当 該感染以外に使用される分が含まれる場合は除外してください。(超過勤務手当について は割増賃金・手当の規定でみることが可能です) |
| 41 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イの対象経費の⑥に、訪問サービスの提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用という記載があるが、購入の場合は対象経費とはならず、リース費用のみが対象となると考えて良いか。 | お見込みのとおりです。購入の場合は対象となりません。 |
| 42 | 対象経費 | を別の訪問サービス事業所(B事業所)に対応してもらうこととした。B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に | A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は補助対象外となります。なお、B事業所の職員がA事業所に応援派遣され、A事業所の利用者に必要な支援を行った場合は、必要なかかり増し経費の対象となります。 |

| No. | | ナワイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制催保事業質無 質問 | 回答 |
|-----|------|---|--|
| 43 | 対象経費 | 対象経費の帰宅困難職員の宿泊費に「ウィークリーマンションの賃貸料」も含まれるか。(職員・利用者ともに感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定) | 賃貸物件に係る経費については、従来から契約されていたものではなく、感染対応のために契約されていたものであれば、帰宅困難期間の経費に限り補助対象となります。なお、帰宅困難期間外の宿泊分や水道・光熱費、寝具代等については、対象経費として認められません。 |
| 44 | 対象経費 | 職員の家族が陽性となったため、感染を避ける目的で職員が宿泊施設を利用したが、 「宿泊費(帰宅困難職員)」の対象となるか。 | 対象となりません。感染者への対応を行った職員が、当該職員の自宅の家族への感染を 予防する目的の場合に対象となります。 |
| 45 | 対象経費 | 職員が宿泊した際、法人内の規程で「日当」として支給することになっているが、「日 当」は対象となるのか。 | 対象となりません。「宿泊費」のみが対象となります(食事代等は対象となりません)。 |
| 46 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イ(ア)の「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。 | 対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。<具体例>処理業務委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品(当該感染に関係する廃棄処理に使用するごみ袋、ブルーシート、テープ等)の購入費用(ただし、要因解消以降にも使用できるもの(繰り返し使用可能なごみ箱等)や当該感染と関係のない廃棄物に係る処理費用は対象外) |
| 47 | 対象経費 | | ①については、当該感染者又は感染者と接触があった者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液、防護具着用用テープ等などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつ、氷枕、消臭スプレー等などは補助対象外となります。③については、見込まれる不足量分(当該発生等への対応期間に使用するであろう量ではありません)が補助対象となります。 |
| 48 | 対象経費 | 交付要項別表2-2イ(ア)⑤感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が 見込まれる衛生用品の購入費用について対象となるのは、在庫の不足が見込まれる場合 に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつその後 も不足がない場合は対象外となるのか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 区分 | ナウイルス感染症流行トにおける介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補 質問 | 回答 |
|-----|-----------|---|--|
| 49 | 対象経費 | 申請時点で購入予定の物品(補助確定後に購入)は対象経費として認められるか。 | 申請時点で実際に購入され、支払が完了した物品が対象経費となります。 |
| 50 | 対象経費 | 感染者が発生した事業所(A事業所)に同一法人の別事業所(B事業所)の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金は別事業所(B事業所)への補助として認められるか。 | ご指摘の場合のB事業所は、交付要項別表2-2ア(ウ)の対象事業所として、派遣により 発生したかかり増し分に係る割増賃金の補助を受けることが可能です。 |
| 51 | 対象経費 | 応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。①派遣職員が派遣前に行う PCR検査②派遣後PCR検査を行う場合にその結果がでるまでの間、自宅に帰ること ができない場合のホテル宿泊代 | ①補助対象外の経費となります。②「職員派遣に係る宿泊費」として差し支えありません。 |
| 52 | 自費検査 | 対象事業所の要件である感染者であるが、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者をさ すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。 | 感染者については、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自費検査含む)により陽性となった 方を指します。 |
| 53 | 自費検査 | 交付要項別表3-2の2に「感染者と同居する職員」とあるが、ここでいう「同居」とは住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すか、それとも実態としての同居を指すか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。 | 期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。(単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会が無いなどは含まれません)なお、令和5年5月7日以前は、「交付要項別表3-2」は「「交付要項別表3-1」、「感染者と同居する職員」は「濃厚接触者と同居する職員」と読み替えてください。(以下同じ) |
| 54 | 自費検査 | キットや抗原検査キットを購入して検査を行う場合の購入経費も対象経費に含まれるの | PCR検査キットや抗原検査キットを購入して自費検査を行う場合は、要件を満たす該当者に行う分の購入経費に限り対象となります。なお、別表3-2の要件を満たさない場合(要件を満たさない者・場合に使用、一定数事前に購入するなど)は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は補助対象となりません。 |
| 55 | 自費検査 | | 5月7日以前においては、当該施設で感染者が確認された場合は、その後の検査はすべて 補助対象外となります。5月8日以降においては、当該施設で感染者が確認された場合 は、保健所等に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に 限り補助対象となります。 |
| 56 | 自費検査 | 感染者が発生した施設において、当該施設の職員又は利用者の一部を行政検査ではなく 本補助制度を利用して検査を行うことは可能か。 | 行政検査の対象となった場合については補助対象外となります。 |

| No. | 区分 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|--|
| 57 | 自費検査 | 自費検査費用について、交付要項別表3-2の最後の※では、「なお、感染者が確認された場合には」とあるが、自費検査を行った結果陽性者が確認された場合、この陽性者が確認されたところまでに行った検査が「感染者が確認される前の検査」になると考えてよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 58 | 自費検査 | 自費検査費用については「介護施設等」が対象となっているが、介護施設等と同一の空間で実施される介護サービス(併設の通所介護など)の職員、利用者については助成対象となるか。 | 自費検査の補助対象は、交付要項別表3-2に記載のある対象施設等に限られます。 |
| 59 | 自費検査 | 感染者が発生した施設等に応援職員を派遣するにあたり、派遣元への復帰の際、任意で 当該応援職員に対してPCR検査を行う場合の検査費用は補助対象となるか。 | 感染者発生施設へ応援職員を派遣し、当該応援職員が自施設に戻る場合、別表3-2に掲げる要件(助成対象者に係る要件を除く)を満たす場合は当該職員に対する検査も助成対象となります。 |
| 60 | その他 | 令和5年度の事業において、令和4年度に生じたかかり増し費用も補助対象となるか。 | 令和5年4月1日以降に終息した感染対応に係る経費に限り、令和4年度に生じたかかり増し費用も補助対象となります。(令和5年3月から4月にかけて感染が発生した場合など) |
| 61 | その他 | | お見込みのとおりです。令和5年3月31日までに生じた費用については令和4年度の 基準単価に、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生じた費用については令 和5年度の基準単価に含まれます。 |
| 62 | その他 | 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用について、施設内療養を行うことになったために生じる緊急雇用や割増賃金などの費用は、交付要項別表2-2イ(ア)a.で申請するのか、それとも同c.の助成の中で対応するのか。 | 施設内療養を行った場合においても、緊急雇用や割増賃金など、交付要項別表2-2イ (ア)a.の対象経費に該当する費用については、イ(ア)a.で申請します。 |